

平成29年度補正予算

「革新的技術開発・緊急展開事業(うち技術開発・成果普及等推進事業)」

平成30年6月

農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究推進課  
農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター

# 技術開発・成果普及等推進事業の概要

## 対策のポイント

- ある作目又は営農類型に関し、研究・技術レベルの底上げを通じて委託研究等の効率的・効果的な推進に寄与

## 背景／課題

- TPP11が大筋合意し、日EU・EPAが交渉妥結するといった新たな国際環境の下で、我が国農林水産業・食品産業が持続的に維持・発展するためには、農林水産業の競争力を高めるための生産者の技術力向上が重要
- 生産現場の技術課題に対応した技術開発を戦略的に推進することで、情報・人材等の研究資源の集中と効率的・効果的な運用を図り、農林漁業経営体の技術力強化につなげていく必要

## 主な内容

- シンポジウム開催等による研究情報の共有、当該作目等の生産者が抱える課題の背景及びそれに対する技術開発状況を整理し、その解決のための技術開発・普及の展望をとりまとめる活動を支援  
〔事業実施主体：(国研)農研機構 生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)〕

# プロジェクトのスキーム

## 技術開発主体

生産者、民間企業、研究機関(国研、公設試、民間、大学等)、地方公共団体等で構成するグループ

## 支援期間

原則、平成31年3月15日まで

## 支援内容

本事業では、ある作目又は営農類型(以下「対象領域」という)について以下の①、②、③全てを実施するもの

- ①シンポジウム等の研究情報交換の場の開催
- ②生産者が抱える現場課題解決のための技術開発の背景・課題の整理
- ③技術開発・普及展望のとりまとめ

※ 国及び事業実施主体で審査を行い、支援対象者及び支援額を決定

## 主な要件

グループに、生産者が参画すること

## ① シンポジウム等の研究情報交換の場の開催

対象領域についてのシンポジウム等を開催し、研究情報の共有、成果普及や対象領域全体の技術レベルの底上げにつながる研究情報交換を行う。シンポジウム等の参加者は「4 応募要件等」に後述するグループの構成員以外も対象とした生産者、研究者、行政機関等を含む幅広い関係者とし、またそのような参加者となるようウェブサイトや学会等を通じて広く周知につとめる。実施にあたっては議事録を作成する他、参加者に対しアンケートを実施するなどして実施効果の把握に努めるものとする。

## ② 生産者が抱える現場課題解決のための技術開発の背景・課題の整理

対象領域での取組むべき技術開発の方向性を明確化するために、研究活動等を通じて得られた生産者が抱える現場課題を背景から整理し、その見通しをたてる。

また、それに対する現状の実用化技術、技術開発動向、適用可能性のある技術についてとりまとめる。整理する項目は以下のものとする。

### ア 対象領域での生産者ニーズ

ニーズの全般的・網羅的な収集、整理分析。

### イ 生産条件の現状整理・将来想定

・社会的、経済的、国際的背景・動向の整理。

・10年程度先の将来の時点を想定した市場規模等の対象領域の状況。

### ウ 技術開発に関する現状・課題・動向、将来想定

・国内の実用化技術状況・技術開発動向及び課題の整理及び対象領域に応用可能な国外及び異分野の実用化技術・技術開発の情報収集。

・今後10年程度先の将来の時点を想定した技術状況の見通し。

## ③ 技術開発・普及展望のとりまとめ

②で整理された背景をもとに、今後の技術開発・普及が必要な項目とその実現に向けた道筋をとりまとめた展望を作成する。

- ・②イの将来想定において対象領域の生産が持続可能となるような将来像の設定。
- ・上記将来像を実現するために対象領域において今後10年間に取り組むべき研究開発の目標、対応方針の提示。
- ・研究開発の目標に向けた道筋、進捗段階の目安となるスケジュールを示したロードマップの作成。

## (1) 事業実施期間

原則として契約締結時から平成31年3月15日までです。

## (2) 委託費限度額

公募要領2 公募対象活動(1)活動内容の①、②、③の取組の実施にかかる費用で、200万円を上限とし、交付します。

ただし、審査の結果、提案いただいた計画の一部も含め、経費の計上額を変更していただくことがあります。

## (1) 応募要件

- ① 公募要領2(1)の活動が広く対象領域全体の技術レベルの底上げに資するものとなるよう、事業の応募にあたっては、応募者(事業実施主体)を代表機関として、対象領域に関係する大学、研究機関、メーカーやベンダー等の企業、生産者等の他、対象領域の技術開発に寄与する技術・見識を有する異分野の機関・個人が幅広く参画するグループを構成してください。
- ② グループへの生産者の参画は必須とします。
- ③ 公募要領2 公募対象活動(1)活動内容の①、②、③全てを実施してください。

## (2) 応募者（事業実施主体）の要件

- ① 応募者（事業実施主体）となれる者は民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、協同組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人、地方公共団体のうち、会計及び知的財産に係る事務管理等を行う能力・体制を有する者をいいます。該当しない場合は不採択となりますのでご留意願います。
- ② 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（調査・研究）」の区分の有資格者であること。なお、地方公共団体においては資格審査申請の必要はありません。  
※ 提案書提出時に競争参加資格のない者は、委託契約までに競争参加資格を取得してください。
- ③ 委託契約の締結に当たって、生研支援センターから提示する委託契約書に合意できること。
- ④ 原則として、日本国内の拠点において事業を実施すること。
- ⑤ 応募者が受託しようとする事業について、企画・立案及び進行管理を行う能力・体制を有するとともに、経理責任者を設置していること。



# 応募に当たっての留意点

## 留意点

応募に当たっては、以下の留意事項にご注意ください。

- 効果的に事業が実施できるよう、類似の対象領域の提案同士について共同で事業を実施するよう生研支援センターが指示をする場合があります。その場合は生研支援センターとの協議の上指示に従ってください。
- 1つの対象領域について1つの提案をしてください。

# 公募・審査スケジュール（予定）

公募(30年6月6日(水)~7月5日(木)12時)



公募説明会(6月14日(木))(中央合同庁舎第4号館)



書類審査(7月中旬頃)(外部専門家等により実施)



委託予定先の決定(7月下旬頃)



委託契約締結(8月中旬頃)

注)スケジュールは、審査状況等により変更することがあります。生研支援センターのウェブサイトですぐお知らせいたします。

# 応募方法

応募する際には、公募要領に従い、提案書を日本語で作成してください。作成した提案書は、下記提出先に1部、持参又は郵送するとともに、「E-mailにて電子媒体も提出願います。」

## ◆提出先

国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)  
新技術開発部連携・企画課  
担当者:松岡、高岸、寺口、内田

住所 〒331-8537

埼玉県さいたま市北区日進町1丁目40番地2

(<http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>)

TEL :048-669-9170

FAX :048-666-9267

EMAIL :brainki1@ml.affrc.go.jp

# 委託予定先の決定等

## (1) 選定方法

委託予定先の選定は、外部有識者(大学、企業などの研究者等)及び農林水産省職員で組織する選定審査委員会において、審査の観点に基づいて行った後、採択候補となる提案を決定します。審査に当たっては、必要に応じて、応募者から提案書等の内容についてヒアリングすることがあります。

採択は、審査基準に基づき採点を行います。

また、採択の条件として提案書の一部の内容とそれに係る参画機関の削除、修正や人件費等の減額を求める場合があります。

## (2) 審査の手順

審査は、書類審査のみの予定です。

### 書類審査

提案書をもとに選定審査委員会の委員が審査の観点に基づいた審査基準で審査を行い、採択候補となる提案書を選定します。

## (3) 審査の観点

- ① 事業趣旨及び目的を理解した計画となっているか。
- ② グループの構成員については、対象領域の技術開発に寄与する技術・見識を有する機関・個人が幅広く参画するものになっているか。
- ③ 作業スケジュールは合理的で実現性の高いものとなっているか。
- ④ 経費の内訳及び支出計画は妥当なものとなっているか。
- ⑤ 普及・交流活動の実施内容については、優れた効果が期待出来る実施体制、参加者、実施内容、実施目的となっており、その実施効果評価方法は妥当であるか。また、グループ外の参加者も含めた幅広い参加者が集まるような周知方法となっているか。
- ⑥ 課題背景整理・情報収集の実施方針については優れた成果となることが期待出来る実施方針等となっているか。具体的には以下のとおり。
  - ・ニーズの収集・整理分析方針が妥当なものか。
  - ・生産条件の現状整理の考え方は対象領域に適したものとなっているか。また、将来想定の方針は妥当なものか。
  - ・実用化技術動向・技術開発動向について幅広く収集することができる方針となっているか。また、将来想定の方針は妥当なものか。
- ⑦ 展望とりまとめの実施方針については、将来像設定の要素と、目標、対応方針、ロードマップの構成は、その考え方を含めて対象領域の展望のとりまとめとして妥当なものとなっているか。

## (4) 書面審査における選定結果

書面審査における選定結果は、生研支援センターのウェブサイトに掲載する予定です。

また、必要に応じて、審査の過程で事業の実施に当たって見直しが必要とされた事項等を、採択に当たっての条件等として付してお知らせします(審査の過程で人件費等を減額する場合があります。)。採択条件等については、事業実施計画書に反映して提出していただきます。これらの採択条件等が満たされないと判断した時には委託を行いません。

## (5) 指名停止を受けた場合の取扱い

グループの構成員に公募期間中に談合等によって農林水産省から公募期間中に指名停止措置を受けている者を含む場合は、指名停止措置対象地域で実施する内容の応募は受け付けません。

なお、公募期間終了後、採択までの間に指名停止措置を受けた場合は、不採択とします。

また、採択後の事業の実施に当たっては、指名停止措置を受けている企業等からの物品調達等も認められません。

## (1) 委託契約の締結

- 審査により選定された委託予定先の代表機関と生研支援センターが直接委託契約を締結します。
- グループの構成員に国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下、「農研機構」)に所属する研究センター等が参画する場合の当該予算については、別途予算措置※をする予定であることから、生研支援センターから農研機構に所属する研究センター等には本事業にかかる委託費は、原則として支出しません。

※ 提案書の見積額の欄には、農研機構とそれ以外とを必ず分けて記載してください。

## (2) 法令・指針等に関する対応

公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反して本事業を実施した場合には、契約解除、採択の取り消し等を行う場合があります。

# 委託契約上支払対象となる経費

## 支払対象となる経費

### (1) 直接経費

事業の遂行及び成果の取りまとめに直接必要とする経費

#### ① 人件費

#### ② 謝金

#### ③ 旅費

#### ④ 事業推進費

- |         |       |                   |
|---------|-------|-------------------|
| ・消耗品費   | ・光熱水料 | ・賃金               |
| ・印刷製本費  | ・燃料費  | ・雑役務費             |
| ・借料及び損料 | ・会議費  | ・その他必要に応じて計上可能な経費 |

#### ⑤ その他

### (2) 間接的経費(いわゆる一般管理費等)

上記(1)直接経費の15%以内

### (3) 消費税等相当額

上記(1)及び(2)の経費のうち非課税取引、不課税及び免税取引に係る経費の8%



## (1) 公募全般に関する問い合わせ

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)  
新技術開発部連携・企画課  
担当者:松岡、高岸、寺口、内田  
TEL:048-669-9170 FAX:048-666-9267  
E-mail :brainkil@ml.affrc.go.jp  
URL : <http://www.naro.affrc.go.jp/brain/shien/index.html>

## (2) 公募要領の2 (1) 活動内容に関する問い合わせ

農林水産省農林水産技術会議事務局  
研究推進課 小川、山崎、金子  
TEL:03-3502-7437 FAX:03-3593-2209  
E-mail :kenkyu\_network@maff.go.jp

## (3) 契約事務に関する問い合わせ

生物系特定産業技術研究支援センター(生研支援センター)  
新技術開発部研究管理課 山崎、西村、大泉  
TEL:048-669-9199 FAX:048-666-9267